

令和元年度 那珂川市国民健康保険運営協議会（第1回）

日時：令和元年8月1日（木）19時から

場所：那珂川市保健センター2階健康増進室

次 第

1. 委嘱状交付
2. 副市長あいさつ
3. 委員及び事務局の自己紹介
4. 国保運営協議会の役割
5. 国保運営協議会会长・副会長の選任
6. 会長・副会長あいさつ
7. 報告事項
 - (1) 令和元年度那珂川市国民健康保険事業特別会計予算について
 - (2) 特定健診・特定保健指導について
 - (3) その他
8. その他

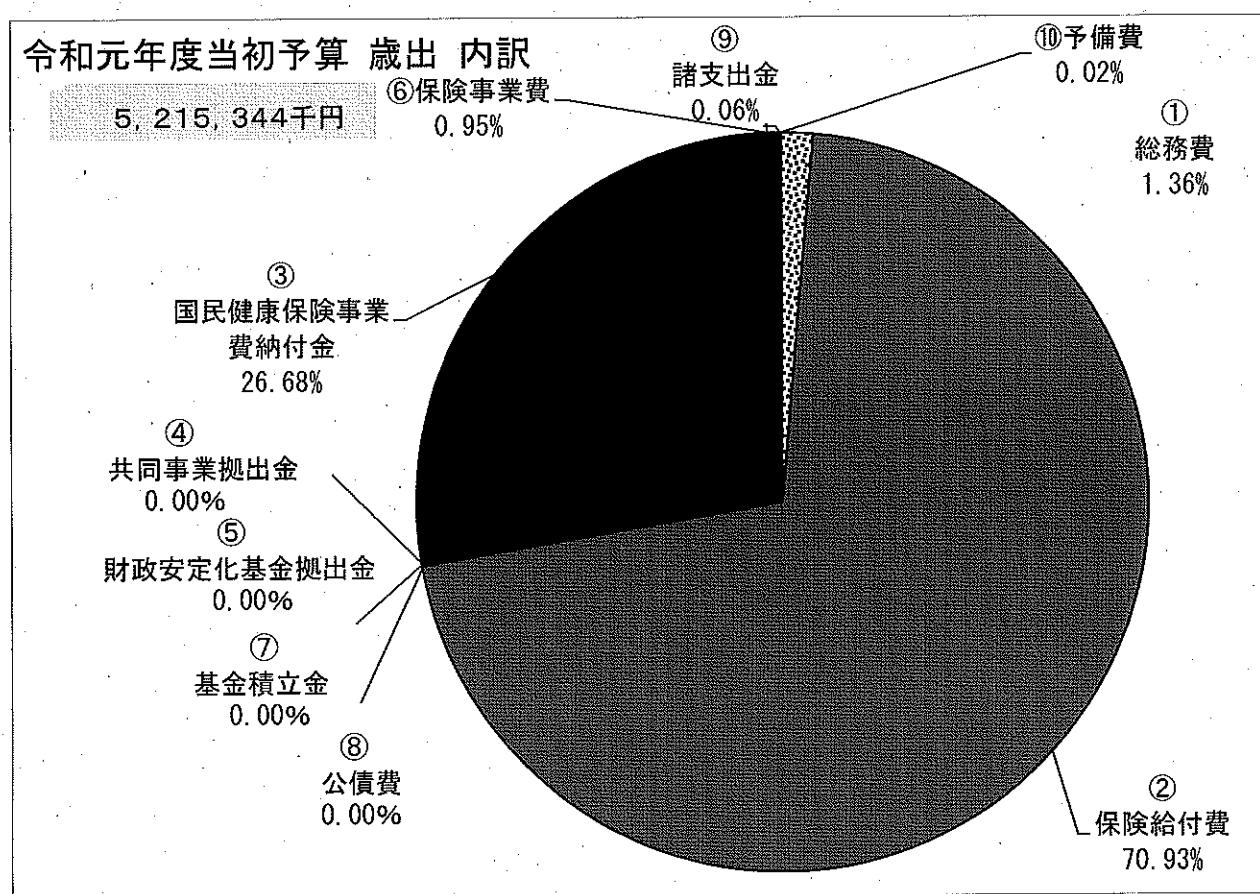
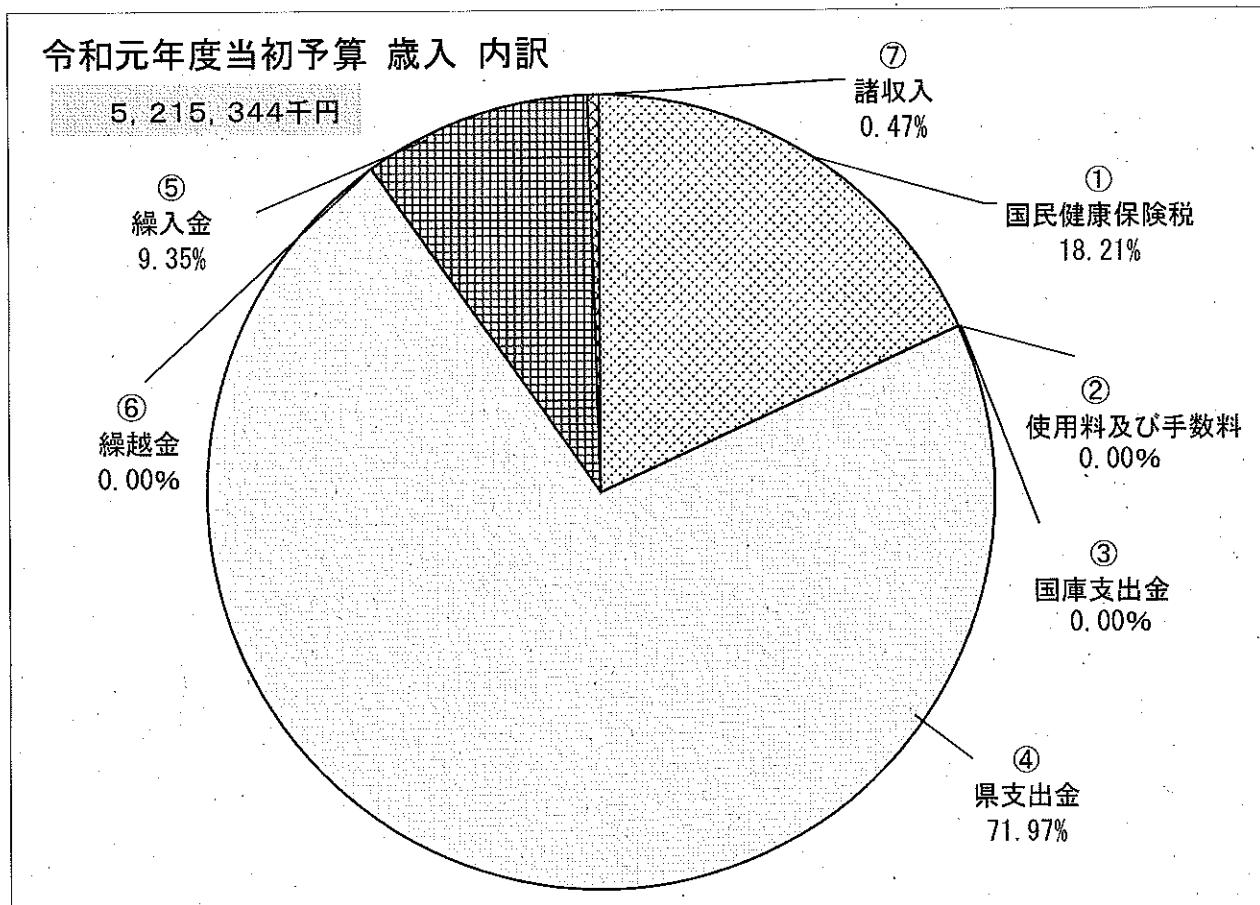
令和元年度 当初予算(歳入・歳出)概要

資料 1

(単位：千円)

科	日	RI 当初予算	前年度比較
1 国民健康保険税		949,723	28,766
一般医療分		704,557	27,238
一般後期高齢者支援分		178,981	6,564
一般介護分		62,337	△ 3,173
退職医療分		2,765	△ 1,117
退職後期高齢者支援分		614	△ 257
退職介護分		469	△ 489
2 使用料及び手数料		134	△ 88
督促手数料		134	△ 88
3 国庫支出金			0
災害臨時特例補助金		1	0
その他国庫補助金		0	0
4 県支出し金		3,753,444	385,055
普通交付金		3,662,022	377,145
特別交付金（保険者努力支援分）		22,386	0
特別交付金（特別調整交付金分）		24,609	△ 733
特別交付金（都道府県織入金2号分）		32,682	8,076
特定健康診査等負担金		11,745	567
その他県補助金		0	0
5 繰入金		487,507	△ 47,865
一般会計 法定内 補助	保険基盤安定（保険税額減分）	184,278	△ 1,849
	保険基盤安定（保険者支援分）	94,891	565
	職員給与等「一般会計織入金（ルール分）」	66,611	885
	出産一時金	18,480	△ 8,400
	財政安定化支援事業	40,419	3,075
	その他「その他織入金（赤字補填）」	82,828	△ 42,141
6 繰越金		1	0
繰越金		1	0
7 諸取入		24,534	3,089
延滞金		9,168	△ 974
一般被保険者第三者納付金		13,237	2,937
退職被保険者等第三者納付金		200	0
一般被保険者返納金		1,929	1,317
退職被保険者等返納金		0	△ 10
淮入		0	△ 181
収入合計		5,215,344	368,957

科	目	R1当初予算	前年度比較
1 総務費		70,989	203
2 保険給付費		3,699,393	364,453
一般被保険者分	療養給付費	3,133,228	324,586
	療養費	38,284	△ 5,246
	小計	3,171,512	319,340
	一般高額療養費	463,637	71,178
	高額介護合算	628	335
	その他	7	7
	中計	3,635,784	390,860
退職被保険者分	療養給付費	21,990	△ 10,698
	療養費	443	△ 330
	退職高額療養費	3,798	△ 2,687
	高額介護合算	0	△ 7
	その他	7	7
	中計	26,239	△ 13,715
	審査支払手数料	8,017	95
出産育児一時金	出産育児一時金	27,720	△ 12,600
	出産育児一時金支払手数料	14	△ 7
	葬祭諸費	1,620	△ 180
3 国民健康保険事業費納付金		1,391,106	△ 458
一般被保険者医療給付費分	一般被保険者医療給付費分	975,604	0
	退職被保険者等医療給付費分	2,895	△ 402
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	306,270	0
	退職被保険者等後期高齢者支援金等分	860	58
	介護納付金分	105,480	△ 114
4 共同事業拠出金		1	0
その他共同事業費拠出金	その他共同事業費拠出金	1	0
		1	0
5 財政安定化基金拠出金		1	0
財政安定化基金拠出金	財政安定化基金拠出金	1	0
		1	0
6 保健事業費		49,545	4,868
保健事業費	保健事業費	16,705	△ 319
	特定健診等事業費	32,840	5,187
7 基本金積立金		1	0
基金積立金	基金積立金	1	0
		1	0
8 公債費		1	0
一時借入金利子	一時借入金利子	1	0
		1	0
9 諸支出金		3,304	109
一般被保険者保険税還付金	一般被保険者保険税還付金	3,204	△ 109
	退職被保険者等保険税還付金	100	0
10 予備費		1,000	0
予備費	予備費	1,000	0
		1,000	0
歳出合計		5,215,344	368,957



(別 紙)

国民健康保険特別会計歳入・歳出項目概要

那珂川市国保運営協議会

歳 入

I. 国民健康保険税

1. 一般医療分

一般被保険者から徴収された国民健康保険税

2. 一般後期高齢者支援分

一般被保険者分から後期高齢者支援金として支出するために徴収される。

3. 一般介護分

一般被保険者のうち 40~64 歳の人から徴収され、介護納付金として支出。

4. 退職医療分

退職被保険者から徴収された国民健康保険税

5. 退職後期高齢者支援分

退職被保険者分から後期高齢者支援金として支出するために徴収される。

6. 退職介護分

退職被保険者のうち、40~64 歳の方から徴収され、介護納付金として支出。

◎退職者医療制度とは(60 歳~64 歳まで)

会社を定年等で退職した人は、一般的に国民健康保険に加入することが多く、医療費の必要となる時期に社会保険から国民健康保険に切り替わる為、若年者と比較して、医療費の負担が大きくなるといった制度上の問題がある。これを是正するために、国民健康保険には、退職者医療制度が導入されている。

この退職者医療制度の対象者の医療費に対する財源を被用者保険制度の各保険者(協会健保、健保組合、船保、共済等)が負担する為、国保財源の軽減を図ることができる。

※ 平成 27 年 3 月末で廃止されたが、対象者が 65 歳になるまでの間は引き続き退職者医療制度の対象者となる。

該当要件

〈退職者被保険者の該当者〉

- 国保に加入している方。
- 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が 20 年以上、もしくは 40 歳以降に 10 年以上となる方。

〈退職者被扶養者になる人〉

- 退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁も含む)と 3 親等以内の親族、また配偶者の父母と子
- 年間の収入が 130 万(60 歳以上の人や障害者は 180 万円)未満の方

II. 国庫支出金

国からの補助金。国保制度改革に伴い、県が国保財政の運営の主体となったことから、国からの補助については、一部を除き県へ一度支払いが行われ、市の配分については、それを歳出の国民健康保険事業費納付金より差し引いて支給することになっている。

1. 災害臨時特例補助金

激甚災害に被災された方の療養に関する本人負担分を減免したものについて交付されるもの。

III. 都道府県支出金

財政運営の主体である県から市町村に交付されるもの。普通交付金と特別交付金の2種類に分類される。

1. 普通交付金

国保法第45条第5項の適用を受ける給付費（療養の給付、訪問介護療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、その他療養費等）に関して、その全額を県から交付されるもの。

2. 特別交付金

● 特別調整交付金分

災害による一部負担金減免や、非自発的失業に伴う国保税の減免分やシステム改修費用などの、止むを得ない特別な事情に起因する費用等に応じて交付されるもの。

● 保険者努力支援制度分

医療費の適正化（保健事業、収納率向上、第三者求償など）の取り組みの達成度合いに応じて交付されるもの。

● 都道府県2号繰入金分

収納率特別対策事業や保健事業、医療費適正化事業に要する経費に応じて交付されるもの。

● 特定健康診査等負担金

県が特定健康診査等に対して、補助するもの。これまで国が負担していたものと併せて、対象経費の2/3に対して交付されるもの。

VI. 繰入金

市の一般会計から職員給与、事務費、助産費の一部又、財源不足を補う為に国保特別会計に繰り入れるもの。

1. 保険基盤安定繰入金

所得に応じた、保険税の軽減等により、不足する保険税を補填するもの。

国50%、県25%、市25%が負担し繰り入れ。

- 保険税軽減分

保険税の2割、5割、7割軽減措置に対し補填するもの。

- 保険者支援分

中間所得層を中心に保険税負担を軽減するため、保険税軽減の対象となつた一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合(7割軽減世帯15%、5割軽減世帯14%、2割軽減世帯13%)を、補填するもの。

2. 職員給与等

特別会計で負担している職員の人件費を負担するもの。

3. 出産一時金

出産育児一時金にかかる費用の2/3を繰り入れるもの。

4. 財政安定化支援事業

国民健康保険財政の安定化、保険税負担の平準化等を図るため、保険者の責に帰さない事由(所得水準、病床数、平均年齢)に対して、市町村一般会計から国保特別会計へ繰入するもの。地方財政措置(普通交付税の算定)あり。

V. その他の収入

保険税延滞金や第三者納付金、返納金など。

歳出

I. 総務費

一般事務費、給与など

II. 保険給付費等

保険者が被保険者の医療費(疾病、負傷、出産、死亡)に対して負担するもの。

1. 療養給付費

被保険者が医療機関で受診した場合や薬局で薬剤の支給を受けると、被保険者は医療費の負担をすることになる。

保険者である那珂川市が、その医療費の残額を支払うための費用。

2. 療養費

治療用のためのコルセットなどの装具購入に要した費用や、はり・きゅうの治療に要した費用等について、負担する。

3. 高額療養費

被保険者が同月内の医療費の自己負担額が一定の額を超えた場合に高額療養費として本人に返還する。

4. 高額介護合算

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額をそれぞれ合算して一定額を超えた場合に本人に返還する。

5. 審査支払手数料

医療機関が診療を行い、診療報酬明細書(レセプト)を作成する。その診療報酬明細書を国保連合会に集め、国保連合会で診療報酬明細書の審査を行う。

その手数料として保険者である那珂川市が国保連合会に支払う為の費用。

6. 出産育児一時金

出産育児一時金として40.4万又は42万円を支給するための費用。

7. 葬祭費

葬祭費として3万円を支給するための費用。葬祭を行う者に支給。

III. 国民健康保険事業費納付金

保険者が負担する医療費や後期高齢者支援制度に対する支援金などの原資として、県に対して納付するもの。

なお、毎年の納付金額は前年度の1月に、その納付金額を賄うために市町村が必要とする標準的な税率(標準保険税率)と併せて県が算定し、市町村に通知することとなっている。

1. 医療給付費分

被保険者の医療費の財源として納付するもの。

2. 後期高齢者支援金等分

後期高齢者支援金の財源として納付するもの。

3. 介護納付金分

40～64歳の被保険者から徴収した介護保険料相当分を納付するもの。

IV. 共同事業拠出金

一般被保険者のうち退職被保険者に該当すると思われる対象者のリストを国保連合会が作成することに対する負担金。

V. 財政安定化基金拠出金

予期せぬ給付費の大幅な増や、保険料の収納不足などにより、財源不足となった場合に、県から市町村に貸付を行うために設置された財政安定化基金への拠出金。

VI. 保健事業費

1. 保健衛生普及費

医療費通知の送付や、エイズ等の啓発に要する経費。

2. はり・灸費

はり・灸の助成金。

3. 特定健診・特定保健指導事業費

40歳から74歳までの人に対し、糖尿病等の生活習慣病に着目した健診及び保健指導を行うための費用。

特定健診・特定保健指導について

令和元年度8月1日

1. 平成30年度特定健診・保健指導途中経過について

◆特定健診受診者数（年度途中加入者も含む、40～74歳）

平成29年度【B】 (法定報告)			平成30年度【A】 (令和元年7月25日時点)			比較 (A-B)		
対象者	受診者数		対象者	受診者数		対象者	受診者数	
7,190	合計	2,632	7,061	合計	2,496	-129	合計	-136
	特定健診 対象者数	2,443		特定健診 対象者数	2,319		特定健診 対象者数	-124
受診率	34.0%		受診率	32.8%		受診率	-1.1%	

◆特定保健指導進捗状況

	対象者	初回 面接済	最終 評価者	途中 終了者	初回面接 実施率
積極的支援	65	42	24	4	64.6%
動機付支援	193	149	139	0	77.2%

※令和元年7月26日現在

令和元年度 特定健診・保健指導受診率向上施策実施予定

資料3

項目		内容
電話勧奨	1. 前年度、前々年度に特定健診を受けてい るが、今年度同時期に健診予約が無い者	・ 繼続受診の意識付けると、予約忘れを防ぐため、受診勧奨を行なう。
	2. 集団健診当日キャンセル者	・ キャンセルのまま、今年度受診忘れを防ぐため、受診勧奨を行なう。
	3. がん検診無料クーポン券対象者	・ がん検診の無料クーポン券が届いているため、健診を受ける一つのきっかけとし、受診勧奨を行なう。
	4. 前年度の年度途中加入者	・ 国保加入後の健診方法の説明を行い、予約につなげる。
	5. 40歳の者	・ 今年度より特定健診の対象という点と、健診料金が無料という点を重点的に啓発する。
	6. 勧奨ハガキ送付者	・ 勧奨ハガキ送付後に電話かけを行い、ハガキの内容と合わせての勧奨説明をすることで、勧奨効果を高める。
	7. 過去2年間未受診者	・ 新規受診者の掘り起しのため、健診の必要性を説明する。
	8. 前年度の情報提供者	・ 今年度の情報提供の依頼を行い、受診情報収集のための勧奨を行なう。
ハ ガ キ 勧 奨	9. 過去2年間未受診者で、かつ過去2年間で生活習慣病での医療機関受診がない者	・ 健診受診の義務感を促すため、イラスト無しの文書的なハガキを送付する。
	10. 過去2年間のうち、どちらか1回を受診している者	・ 過去の健診の問診内容から対象を4パターンに分類し、それぞれの特性に応じた内容をA4サイズのダイレクトメールで送付する。
	11. 医療機関で生活習慣病の通院歴のある者	・ 個別健診受診へのきっかけづくりとして、通院している医療機関名を記載したハガキを送付
その 他	12. 集団健診予約の利便性の向上	・ 通話料無料の予約センター、24時間受付可能なウェブ予約の開始
	13. 年度途中加入者への受診券送付	・ 年度途中の国保加入者や、さかのぼりでの加入者へ受診券を送付する。
	14. 健診受診の利便性の向上	・ ミリカローデンでの健診の実施、土日健診の実施、骨粗鬆症健診との同時実施、託児の実施
	15. 市全体への啓発	・ 各公民館、医療機関、調剤薬局、スーパーマーケット、かわせみバス、コンビニエンスストア、居酒屋、飲食店などにチラシの配布やポスター等啓発物の掲示、設置標語を載せたポロシャツの着用、公用車への啓発ステッカーの貼付 啓発のぼり旗設置 ・ 市庁舎に懸垂幕設置 ・ 回覧板での啓発（年2回）
	16. 事業、会議、出前講座等での啓発	・ 公連協、民生委員会等の会議で、短時間での啓発 保健センター事業、出前講座での啓発
	17. 国保窓口での対面による啓発	・ 那珂川市国民健康保険への年度途中加入者や、遡及加入者への面談による啓発
	18. 受診券送付時の封筒、同封物見直し	・ 封筒表面に印象的なフレーズをのせ、対象者に興味をもってもらえるようなデザインに変更 健診案内チラシのデザインを業者委託とし、見やすい内容に変更 同封していたチラシ類を見直し、枚数を減らし、必要な情報のみに絞って送付
	19. 医療情報収集事業	・ 生活習慣病等で治療中の特定健診未受診者について、医療機関保有の検査結果データを、特定健診データとして収集する。国保連合会への委託実施
	20. 特定保健指導委託	・ 平日・昼間の訪問では会えなかった対象者に対し、夜間・休日も保健指導を実施、実施率向上を目指す。

那珂川市国民健康保険税 (令和元年度～令和6年度) の方針について

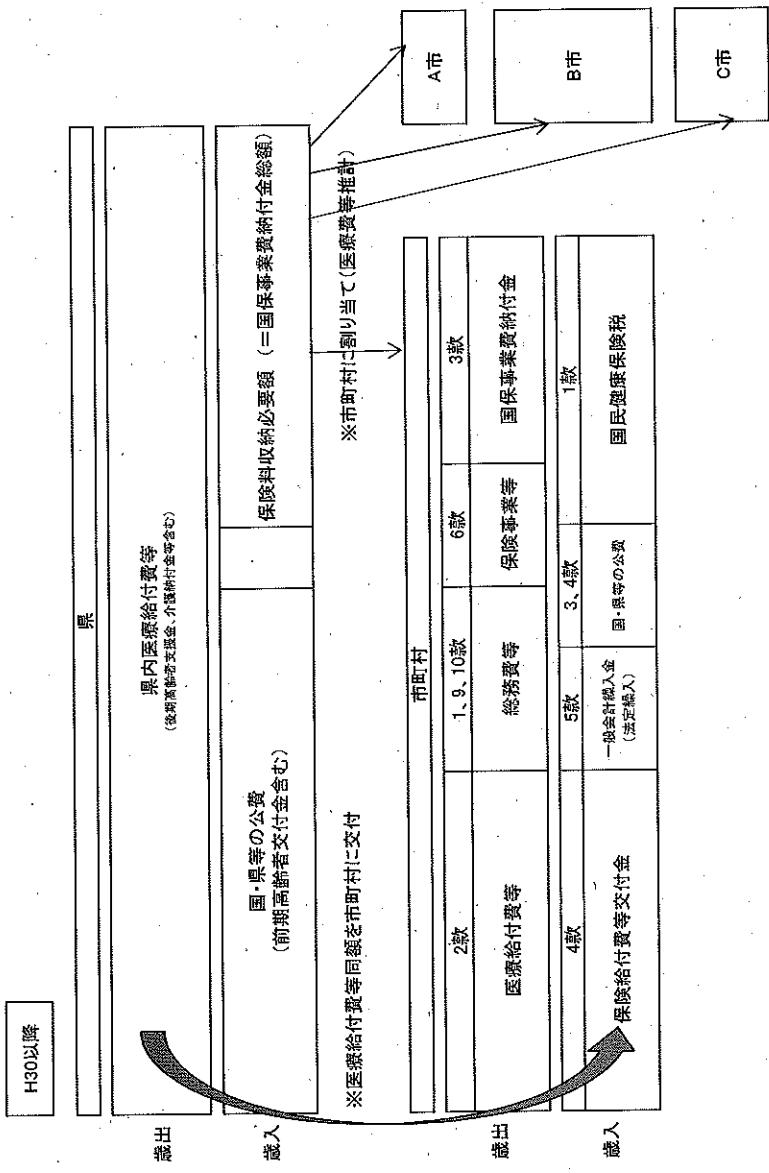
令和元年8月1日

那珂川市国民健康保険運営協議会
(事務局) 那珂川市 市民生活部 市民課

はじめに

平成30年度の制度改正に伴い、市町村は、国保税を徴収し福岡県に納付金を納付するようになり、赤字が生じない健全な国保財政の運営のためにには、国民健康保険の今後の税率の方針性（いつ改正するか、どの水準まで改正するか等）を検討する必要がある。

※納付金イメージ



1. 赤字解消計画について

国民健康保険の赤字がある自治体は、福岡県国民健康保険運営方

針で、赤字解消計画を策定し、平成29年度決算のいわゆる赤字補て

ん繰入額については、平成36年度までに、計画的に解消することと規

定されている。

2. 赤字解消の方法について

なお、赤字解消のためには、下記方法がある。

- ①国民健康保険税の収納率の向上
- ②県からの補助金の確保
- ③返納金（不正不当利得、第三者求償）の確実な収納
- ④国民健康保険税率の改正

この中でも、現状の国民健康保険の財政を見ると、④への取り組みが不可欠な状況となっている。



国保税率の改正への本格的な取り組みが必要である。

3. 国保税税率の考え方(標準保険料率)について

標準保険料率とは

福岡県が毎年、納付金を算定(毎年度1月初頭)する際に、提示する保険料率で、理論上は、県への納付金の全額を賄うことのできる水準の税率のこと

那珂川市は、現行国保税率が標準保険料率より低く、毎年赤字が生じている。このため、国保税率を標準保険料率まで引き上げる検討を行い、赤字解消計画を策定する必要がある。

R1年度現行税率の場合

	R1		
	医療	後期	介護
納付金①	831,149,587	255,623,437	95,237,604
所得割	6,90%	1,70%	1,30%
25,000円	400,739,278	102,781,388	33,033,663
均等割	6,500円	13,000円	
平等割	282,850,000	73,541,000	46,410,000
合計(収納率計算後)②	163,250,000	42,445,000	
②-①	791,625,357	204,503,754	74,263,937
各年度合計不足額	-39,524,230	-51,119,683	-20,972,667
			-111,617,580

↑ 単年度収支が黒字化する。

	R1		
	医療	後期	介護
納付金①	831,149,587	255,623,437	95,237,604
所得割	7,20%	2,15%	1,59%
27,500円	418,162,725	129,988,226	40,402,711
均等割	8,500円	8,500円	17,000円
平等割	308,170,732	95,354,392	61,493,250
合計(収納率計算後)②	173,959,200	53,813,730	
②-①	841,593,575	260,965,354	95,252,345
各年度合計不足額	10,443,988	5,331,917	14,740
			15,790,645

4. 国保税改正の方針について

基本的な方針(案)

1. 今後の動向等を踏まえて、財政健全化の視点から目指すべき税率を、標準保険料率とする。
2. 平成29年度の赤字を解消するため、令和6年度までに標準保険料率まで改正する。

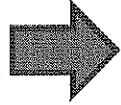
※なお、国保特会の財源不足分については一般会計からの赤字繰入等で対応するよう、今後調整していく。

5. 今後の課題について

今回の試算に用いた、県から提示された納付金と標準保険料率については、

- ①R1年度算定ベースであり、
- ②今後、毎年度改定されることになつていて、
そのため、現時点での標準保険料率どおりに税率を改正したとしても、
黒字化が果たされない場合がある。

よって、次年度以降の納付金や標準保険料率毎年度試算が必要で
あり、赤字額等は今回計画を策定しても、増減する可能性がある。



このようなことから、計画策定後も毎年度国の制度や県の方針、県内他市町の動向を注視しながら、毎年度適宜修正していくことが必要であるため、今後も慎重に検討していく必要がある。